

岩手県告示第5号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成30年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年12月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 富士工機産業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市夕顔瀬町22番29号
    - ウ 代表者の氏名 吉田ミワ子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5309号
  - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月21日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年12月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社丸政
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字幅下11番地1
    - ウ 代表者の氏名 佐藤恒夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5460号
  - (3) 処分の内容 消防施設工事業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年11月30日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年12月15日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 田口建築
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町漆沢35番地
    - ウ 代表者の氏名 田口治助
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7072号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月11日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年12月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 アイアイホーム株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩11地割3番地3
    - ウ 代表者の氏名 白岩嵩
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10152号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成29年12月13日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年12月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社よろずやサービスセンタ

イ 主たる営業所の所在地 花巻市上根子字中野第13地割38番地

ウ 代表者の氏名 齊藤康智

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第40116号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年12月4日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年12月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小笠原設備工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町光興寺2地割61番地85

ウ 代表者の氏名 小笠原孝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第40133号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年12月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する

。